

6福薬業発第238号

令和6年9月5日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 中原 学

被災地の学校において教育活動を実施する際の留意点等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より文書が届きましたので、別添のとおりにご案内申し上げます。

ご多忙中恐れ入りますが、貴会会員へのご周知方よろしく願いいたします。

日薬業発第 204 号
令和 6 年 9 月 4 日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 荻野 構一

被災地の学校において教育活動を実施する際の留意点等について

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、文部科学省より各都道府県及び各指定都市の教育委員会等に、台風の被災地において教育活動を実施するにあたり児童生徒等の安全確保等のために留意するポイントについて、別添のとおり通知されましたので、参考にご案内申し上げます。

別添の通知では、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるように、学校環境衛生基準及び学校給食衛生管理基準に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほかに臨時の衛生検査を行うなどの対応について、また、その際に、特に浸水等の被害地域で教室等が被害を受けたときに「学校環境衛生管理マニュアル」の臨時検査の項目も参考に消毒等の措置を適切に行うことについて、留意点としてあげられております。

つきましては会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につき貴会学校薬剤師担当役員をはじめとする関係者に、ご案内賜りますようお願い申し上げます。

令和6年台風第10号の被災地において教育活動を実施するに当たり、児童生徒等の安全確保等のために留意するポイントを取り急ぎお知らせするものです。

事務連絡
令和6年8月30日

各都道府県教育委員会施設主管課
各都道府県教育委員会災害情報担当課
各指定都市教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会災害情報担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県認定こども園主管課
附属学校を置く関係国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた関係地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局教科書課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

被災地の学校において教育活動を実施する際の留意点等について

令和6年台風第10号については、今後も予断を許さない状況が続いております。台風接近中の地域の学校及び学校設置者においては、添付の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（令和6年5月30日付け6文科施第143号）を参考に児童生徒等の安全対策等をとるとともに、被害が大きかった地域の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び学校設置者においては、教育活動を実施する際、下記について御留意願います。

また、都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課、厚生労働省の専修学校主管課においては、それぞれ域内の市（指定都市除く）区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、指定都市教育委員会においては所管

の学校に対し、都道府県認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人担当課においては、その管下の学校に対して、本件について周知くださるよう併せて御願いたします。

記

- 1 教育活動の実施に当たっては、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。
また、地域が断水や停電になった場合は、防災担当部局等と調整して対応すること。断水の場合は給水車や仮設トイレの手配などについて、また停電の場合は非常用発電機の確保や燃料の補給、電源車の手配などについて、状況に応じ検討すること。
なお、従来の学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、学校再開に当たっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。
- 2 道路の損壊等の危険個所を道路管理者や警察等の各関係機関と連携して把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。
- 3 学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）及び学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。その際、特に浸水等の被害のあった地域において、教室等が汚れや破損等の被害を受けたときは、不衛生になりやすく感染症の発生のおそれがあることから、「学校環境衛生管理マニュアル」（平成 30 年度改訂版）の臨時検査の項目も参考にして、消毒等の措置を適切に行うこと。また、学校給食を実施するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。
- 4 適切な教育環境を確保するため、避難所が開設されている学校では避難所エリアと教育活動エリア及びその動線について区分することや、災害廃棄物等が教育活動再開への支障とならないようにすること等、関係部局と調整すること。域内の公立学校が避難所となっている教育委員会においては、避難所運営等について防災担当部局等と調整を行うとともに、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）」（令和 2 年

6月24日付け事務連絡)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について」(令和3年5月13日付け府政防第626号他)を参照し、所管の学校又は域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く国公立大学法人の担当課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課においては、国公立大学附属学校や域内の私立学校が市区町村により避難所として指定されているか否かにかかわらず、被災等により学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、上記通知も参考としながら、取組の充実に努めることが望ましいこと。

5 学校において臨時健康診断や、心のケアを含む健康相談、教育委員会においてはスクールカウンセラーの派遣を行うなどして、児童生徒等の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

なお、スクールカウンセラーの追加配置に伴う経費について、教育委員会からの要望がある場合は、担当連絡先まで御相談いただきたいこと。

6 被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和6年度使用教科書を無償給与できることとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課及び附属学校を置く国立大学法人の担当課においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について一部国庫負担がなされるので、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課・附属学校を置く国立大学法人の担当課間で連携を取りつつ、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

以上

《関連 URL 等》

○「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)」
(平成29年1月20日付け28文科初第1353号)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf (※PDF2 頁目以降)



○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）」（令和2年6月24日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200814-mxt_kouhou02-000009286_2.pdf



○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日付け府政防第626号他）

https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf



【担当連絡先】

（全体・学校施設に関すること）

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付企画係

TEL：03-5253-4111（内線2319） Mail：bousai@mext.go.jp

（通学路等に関すること）

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
防災教育係

TEL：03-5253-4111（内線2670） Mail：anzen@mext.go.jp

（学校環境衛生に関すること）

初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-5253-4111（内線2976） Mail：kenshoku@mext.go.jp

（学校給食に関すること）

初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線2694） Mail：kenshoku@mext.go.jp

（健康診断、健康相談等に関すること）

初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918） Mail：kenshoku@mext.go.jp

（スクールカウンセラー等に関すること）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第二係

TEL：03-5253-4111（内線3289） Mail：s-sidou2@mext.go.jp

（教科書に関すること）

初等中等教育局教科書課無償給与係

TEL：03-5253-4111（内線2411） Mail：kyokasyo@mext.go.jp

梅雨期及び台風期を迎えるにあたって、児童生徒等の安全対策及び防災教育、学校施設の安全点検・対策、災害に関する計画の作成や避難訓練実施の支援等、防災態勢の強化に努めるようお願いします。

6 文科施第 1 4 3 号
令和 6 年 5 月 3 0 日

大臣官房会計課長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国立大学法人の長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
日本芸術院長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠原 隆

(公印省略)

文部科学省総合教育政策局長

望月 禎

(公印省略)

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について（依頼）

このことについて、中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添 1 のとおり通知がありました。梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、土砂災害や浸水被害など大規模な風水害が発生するおそれがあります。加えて、令和 6 年能登半島地震で揺れが大きかった地域では、地盤の緩み等が発生していることから、土砂災害等が発生しやすいと考えられます。

については、貴職においても、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化を図るとともに、下記事項に留意し、児童生徒の安全確保等に万全を期すようお願いします。

都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校等（附属学校を含む）

に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の長及び文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれては、その設置する大学等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いいたします。

記

1. 児童生徒等の安全対策について

大雨、暴風雨等により災害発生のおそれがあるために授業を実施することが困難と思われるときは、必要に応じ、授業を行わないこと等の措置を講じるとともに、地域の関係機関等とも連携を図り、通学路における児童生徒等の安全対策についても万全を期すこと。

加えて、学校（専修学校、各種学校を含む。）、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設に対しては、平時、緊急時とも適切な情報提供を行うとともに、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）【参考1】等を参考に、施設毎の規定（学校保健安全法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）に基づく災害に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援する等、防災態勢の強化に努めること。

2. 学校施設の水害対策等について

梅雨期及び台風期の大雨に備え、「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（令和2年3月）【参考2】や「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」（令和3年6月）【参考3】を参考に、学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減に努めるとともに、防災設備・備品等の平時から確認すること。なお、学校施設の水害対策の推進にあたっては、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための^{しな}やかな学校施設を目指して～」（令和5年5月）【参考4】を参考に、ハード面・ソフト面の両面から取り組むこと。

3. 防災教育の充実について

安全に関する指導については、学校安全資料「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）や、各省庁が提供する防災教育に関する資料【参考5】等も参考に、児童生徒等の発達段階、それぞれの学校や地域の実情・特性を考慮し、各学校の防災教育の充実を図ること。

4. 自然災害発生時における情報連絡、情報収集体制の整備について

別添2「自然災害発生時における情報連絡、情報収集体制の整備について（依頼）」（令和6年4月5日付事務連絡）等を参考に、迅速かつ円滑に対応できるよう情報連絡や情報収集体制、域内の教育委員会や学校等の関係機関との緊急連絡体制について再確認すること。

【参考1】学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）

学校保健安全法等の定めに基づき作成する危機管理マニュアルについて、学校を取り巻く様々な状況の変化、事故・災害事例の教訓、先進事例などを踏まえた見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）等をまと

めたものです。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

- 【参考2】台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）
台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたものです。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html

- 【参考3】学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和3年6月）
水害・土砂災害が発生した際に、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障がないよう、学校施設の水害・土砂災害対策を実施する際に参考となる取組事例をまとめたものです。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

- 【参考4】水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための^{しな}韌やかな学校施設を目指して～（令和5年5月）

今後の学校施設の水害対策について、①水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、③治水担当や防災担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される浸水の深さや発生頻度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容等の水害対策の具体的な検討手順等を手引きとして取りまとめたものです。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html

- 【参考5】防災教育に活用できる各省庁作成資料

文部科学省・国土交通省・気象庁では、気象災害に関する指導教材及び教職員研修資料を公表しております。

- 文部科学省

学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

- 国土交通省

防災学習ポータル

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/teacher.html>

- 気象庁

防災教育に使える副教材・副読本ポータル

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/fukukyouzai/index.html>

担当：＜全体に関すること＞

大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付 防災調整係
電話 03-5253-4111（内線 2290）

＜1、3に関すること＞

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話 03-5253-4111（内線 2670）

中 防 災 第 1 2 号
令和6年5月28日

各指定行政機関の長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

岸 田 文 雄

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであり、感謝を申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨等、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、梅雨前線による大雨、台風第6号、台風第7号、台風第13号等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生した。加えて、令和6年能登半島地震で揺れが大きかった地域では、地盤の緩みや河道閉塞等が発生していることから、土砂災害や河川等の氾濫が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。

このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところであるが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（閣議決定、令和2年12月）に基づく、激甚化する風水害や切迫する大規模地震、火山噴火等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速及び国土強靱化に関する施策を

効率的に進めるためのデジタル化等の推進について各分野の取組の更なる加速化・深化を図るための対策を始め、国土強靱化に向けた取組全般を推進すること。

②危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等の災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、盛土等の土地改変の状況、土地利用状況、災害履歴及び最近の地震や降雨等の状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うなど、適切な措置を講ずること。

③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をするなど、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に係る危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水等が発生し、又は洪水等が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没するなど、重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検するなどの措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風等による電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど、直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、水際・防災対策連絡会議を設置している場合にあつては、関係者が取るべき措置、関係者間の連絡体制等の確認等、連携体制の強化を図ること。その他の場合に

あつては、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域を始めとする災害発生のおそれのある箇所等、貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧災害時に市町村が発令する避難情報の周知徹底

平時から避難情報に関する周知等を十分に行うこと。特に、警戒レベル3の高齢者等避難は、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル4の避難指示は、災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について、住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時に取るべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れ等、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。あわせて、「事業継続ガイドライン-あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応-」（内閣府、令和5年3月）を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう働きかけること。

⑩水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促すなど、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かないなどの注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種別ごとに定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力を行うように

努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生するなどして、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の、山からできるだけ離れた部屋等へ避難するなどして直ちに身の安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意すること、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は指定緊急避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうることについて、周知を支援すること。

なお、避難所における感染症対策として、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年3月）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年4月）等を踏まえた対応を促すこと。

避難所の開設・運営に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した環境整備とともに、運営体制への女性の参画を促すこと。

⑫指定福祉避難所等の確保

従前、災害時において、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずるなどの懸念から、指定避難所としての福祉避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の確保が進まない課題に対応するため、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）において、指定避難所の公示事項を明確化している。これにより、市町村長は、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することが可能となることから、指定福祉避難所等の確保について、市町村に協力すること。

⑬要配慮者利用施設等における避難体制の確保

介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとされている。要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための地方公共団体による取組について、積極的に支援すること。

⑭個別避難計画の作成等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画

である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされている。

内閣府では、個別避難計画の作成手順等を明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定）」を示しており、この内容も参考にし、防災・福祉等関係部局が連携するとともに、福祉専門職等関係者の参画を得て市町村においては作成に努めることとなるため、市町村から求めがあった場合には、必要な協力をすること。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、特にハザードマップ上で危険な地域に居住する介護を要する者等、優先順位が高いと市町村が考えた避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、所要経費については、地方交付税措置が講じられている。

また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとされている。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

⑮災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、非常時優先業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正するなどの対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練の実施等の対策を講ずること。

⑯避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにすること。そのために、災害対応eラーニング等を積極的に受講し、知識や手順の確認を行うとともに、避難指示等の発令・伝達に関する機器操作の習熟を推進すること。また、住民自身が適切に避難行動を取ることができるようにするため、気象防災アドバイザー等の専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難指示等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。加えて、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。

⑰ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨

励、危険な作業の回避、熱中症予防対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。

⑬関係機関から市町村に対する助言等

市町村が時機を失することなく避難情報を適切に発令できるよう、専門的な知見を有する関係機関が事前に十分な準備を行い、必要に応じ、直接、市町村長に対して積極的に助言を行うこと。また、市町村等と共同で、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時適切な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

①防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底

災害発生危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（早期注意情報、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布（キキクル）や流域雨量指数の予測値、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報（大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む。）、線状降水帯に関する各種情報（発生可能性に関する半日程度前からの呼びかけ、発生を知らせる情報）、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難指示等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が警戒レベル相当情報として市町村に提供するなどして、市町村の避難指示等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的な避難行動を支援すること。

ホームページ、SNS等のインターネット等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、インターネット、コミュニティFM、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

②要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるような措置を促すなど、適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿等の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもら

うことに加え、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

③個別避難計画等に基づく避難支援等の実施への支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなるため、市町村の求めがあった場合には必要な協力を行うこと。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努めること。

④広域避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関同士で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関同士で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を支援すること。

また、災害対策基本法における広域避難に係る居住者等の受入れ及び運送等に関する規定を踏まえ、平時より市町村や都道府県等と連携し、広域避難に係る居住者等の受入れ、運送等に係る検討及び協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を推進すること。

広域避難が必要な地域においては、通常の避難とは異なるタイミング・避難先へと避難することも考えられるため、災害時に居住者等が適時適切な避難行動が取れるよう、市町村や都道府県等と連携の上、平時から居住者等への周知啓発による理解促進に努めること。

以上

事務連絡
令和6年4月5日

各都道府県教育委員会災害情報担当課
各指定都市教育委員会災害情報担当課
各都道府県私立学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県社会教育施設主管課 御中
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県文化施設主管課
各国立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の担当課
各文部科学省所管学校法人の担当課
各大学共同利用機関法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

自然災害発生時における情報連絡、情報収集体制の整備について

日頃から、児童生徒等や学校施設等の安全確保、被害情報の収集等について、御尽力・御協力いただきありがとうございます。今般の能登半島地震においても、被害情報等を迅速に提供いただくことで、円滑な被災状況の把握や復旧復興への支援につながっており、自然災害発生時における迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集体制を整備することは重要です。

については、引き続き下記の事項について、対応いただくと共に、各地方公共団体におかれては、域内の市区町村等の関係機関に対して周知していただくようお願いします。

記

1. 自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針について

自然災害発生後の迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集体制の整備につなげるため、文部科学省に報告すべき情報について、各フェーズに応じた情報収集の観点を示した別添「自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針」に基づき、ご対応ください。

2. 文部科学省と各関係機関との情報収集体制の整備について

文部科学省から各関係機関への情報等が、各関係機関の担当部署に確実に伝わる体制を平時より構築してください。

3. 夜間、休日等の自然災害発生時の緊急連絡体制の構築について

夜間、休日等の自然災害発生時にも迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集が行えるよう、平時から各関係機関の緊急連絡先を文部科学省に登録するとともに、各地方公共団体におかれては、域内の市区町村等の関係機関との緊急連絡体制を構築してください。

4. 防災用無線システム等の通信手段の活用について

一般通信回線が途絶した場合においても情報を正確かつ確実に伝達するために、全国の地方公共団体において防災用無線システム等（国と都道府県をつなぐ中央防災無線、都道府県と市町村をつなぐ防災行政無線）が防災部局等に設置されています。これら代替通信手段については平時より利用方法等を確認し、災害時には必要に応じてご活用ください。

(担当)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付防災調整係

電話：03-6734-2290（直通） 03-5253-4111（内線 2290）

E-mail：bousai@mext.go.jp

自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針

自然災害発生時（震度5弱以上の地震や大規模な噴火が発生した場合など）に各関係機関で取りまとめられた被害情報については、文部科学省からの被害報告依頼の有無に関わらず、速やかに文部科学省へ報告をお願いします。

また、通常、域内の市区町村等の関係機関からの情報を都道府県等が取りまとめた上で文部科学省へ報告となりますが、重大な被害（死者や行方不明者、施設の倒壊など）が発生した市区町村等の関係機関においては、国の速やかな状況把握のため、都道府県等への被害報告に合わせ文部科学省にも報告をお願いします。

（発災直後）

発災後速やかに、被害の規模感を把握するため、次の観点で情報収集を開始してください。また、把握した情報については速やかに文部科学省に報告をお願いします。

- 【人的被害】死者（重体にある者も含む）、行方不明者などの有無
（施設管理下外の被害についても、情報収集の過程で知り得た情報（確認が済んでいない情報も含む）については情報共有*をお願いします。）
- 【物的被害】建物の倒壊、大規模な損傷等の有無
- 【休校（休館）状況】休校（休館）等となっているエリアの把握
（情報把握の例：北海道全域で学校が休校、大阪府〇市、〇市で学校が休校 等）
＜発災直後においては、必ずしも校数の把握は求めません。＞
- （※）施設管理下外の被害情報については、被害報告様式には記載せず、報告メールの本文への記載にて報告をお願いします。

（発災後～数日）

応急対策（施設の安全確認等）の実施に向け、次の観点で情報収集を実施してください。

- 【人的被害】軽傷者も含めた死傷者数の把握
（学校等での児童生徒等の安否確認の進捗に応じて、学校管理下外での死者、行方不明者の情報についても把握してください。）
- 【物的被害】軽微なものも含めた施設の被害の把握
- 【休校（休館）状況】休校（休館）状況と長期休校（休館）の見通しの把握
- 【避難所としての利用】避難所となっている施設の把握

（発災後1週間～）

教育環境等の復旧に向け、次の観点で情報収集を実施してください。

- 【人的被害】死傷者数の把握
- 【物的被害】被害の概算額の把握（仮設校舎建設予定の有無を含む）
- 【休校（休館）状況】再開状況（再開予定も含む）の把握
- 【避難所としての利用】避難所としての利用状況（再開への支障の有無含む）の把握

参考資料 被災後の学校の応急対応について①

○障害物の除去等

・速やかに障害物の除去等を行い、被害の拡大や二次災害の危険が無いよう、必要に応じ応急復旧や危険箇所への立ち入り禁止措置などを講じる。

○施設の安全性の確認等

・地割れや屋根、外壁の損壊等、被害拡大や二次災害の危険がある場合は、現況を記録後、早急に応急復旧などの安全対策を講じることが重要である。

○汚泥のかき出し

・水害の場合、教室や職員室等からの汚泥のかき出しがまず最初にやることとなる。学校の先生が、保護者やボランティアの協力を得て行うこととなる。肉体的に大変な作業となる。汚泥を処分するにはパワーショベルが必要となり、土木職員の協力が必要となる。

○清掃・消毒

・浸水後、汚水による汚染がある場合、速やかに洗浄し、その後十分な乾燥を行った上で、消毒を行うことで、カビ等の増殖、拡散を防ぎ、児童生徒等への健康影響へのリスクを低減できるので、建物内外の清掃や消毒など衛生管理を確実に行うことが重要である。風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがある場合、学校保健安全法施行規則に基づいて、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

・また、給水施設・設備の破損や故障がないか確認を行い、損傷がある場合には、水質検査を必ず実施し、安全性が確認されるまで飲用を禁止する。

・学校給食調理施設・設備についても、洗浄・消毒の徹底など、衛生管理に留意することが重要である。

・学校環境衛生管理マニュアル（文部科学省 平成30年度改訂版）臨時検査の項目も参考とする。



土砂崩れに対する立入禁止措置



浸水した教室の清掃



学校薬剤師による消毒の様子

参考資料 被災後の学校の応急対応について②

○インフラ施設の機能・安全性の確認等

- ・電気等の供給に異常がないか速やかに点検することが重要である。
- ・高圧受変電設備（屋外キュービクル、屋内の電気室内の設備）の浸水時は、施設に選任されている電気主任技術者に点検を依頼し、使用の可否を判断するのが重要である。
- ・復旧に向けた検討に当たっては、完全復旧までの間は、校舎の利用計画を工夫することや、他の施設を活用することなどにより、校舎内で電気を使用できる範囲を限定して応急復旧することも考えられる。
- ・応急復旧の方法としては、仮設のキュービクルや仮設の自家発電設備を設置する、仮設で低圧電力を引き込むなど、複数の方法が考えられる。電気主任技術者及び電力会社を含めた3者で相談することが重要である。
（方法の例）屋外キュービクル及び校舎1階が浸水したケースにおいて、浸水した1階の電気系統を切り離し、2階以上へ仮設の低圧で電気を供給する。
- ・停電時、断水時は、防災担当部局等と連携し、必要に応じて電源車や給水車の手配など必要な対応を行うことが重要である。

※上記の内容は「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」（令和5年5月 文部科学省）より抜粋



高圧受変電設備が利用できないため、校外の電線より低圧電力を引き込み、仮設電源として利用



電源車の配備